

南砺市農業委員会第 36 回総会会議録

1. 招 集 日 令和 8 年 6 月 9 日
2. 開会時刻 令和 8 年 7 月 7 日午後 4 時 00 分
3. 閉会時刻 令和 8 年 7 月 7 日午後 4 時 50 分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20 名
6. 出席委員 19 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	欠	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第 1 挨拶

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 附議議案

議案第 145 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 146 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 147 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第4 協議事項

協議第32号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第5 報告事項

報告第49号 農地法第18号第6項の規定による通知書について

第6 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 小林 由香
主任 勇崎 夏希、主任 重原 智恵、主事 中藪 慧

9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。
ございます。

第36回南砺市農業委員会の令和8年7月の総会を開始いたします。

本日は、このメンバーで開催される最後の総会となります。よろしくお願いいたします。

農林水産省の発表によりますと、6月22日から28日までの1週間に全国のスーパーのおよそ1,000店舗で販売された価格は5キロあたり3,554円となったそうです。今年1月に4,400円台だった販売価格は3週連続の3,500円台となり、今年の新米は3,000円を割り込むと予想する店舗もあるようです。

また、令和8年4月末の民間在庫量は249万トン（対前年同月差+81万トン）と直近10年で最も高く、近年では新型コロナウイルス感染症の影響があったと思われる令和4年の水準に近い在庫水準で、販売段階の民間在庫量は65万トンとなり、4月末としては調査開始以降、最大の在庫水準で、これまでにない動きだそうです。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中19名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長 今回の農業委員会の会議は、記載の通り第36回ということで、3年間、この構成委員の皆様方で協議を進めてまいりました。

南砺市農業委員会の大きな基本理念としまして、1つ目は、かけがえない優良な農地をどう保全していくかということ、もう1点は、担い手をしっかり育成していくということでございます。そして地域の農業を守っていくために、農地の集積などを進めさせていただいてきたところでございます。

とりわけこの3年間は、地域計画という今までにない大きな柱がちょうどこの3年間の真ん中にあり、委員の皆様方には本当にご苦勞をいただいたということで、改めて敬意を表したいと思っております。本当に3年間、大変お疲れ様でございました。

それでは、議事に入らせていただきます。その前に議事録署名委員のご指名をこちらからしてよろしいでしょうか。15番、18番の委員さんをお願い申し上げます。

それでは議事を進めさせていただきます。

議案第145号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

＝議案第145号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 議案第145号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

議案2ページをご覧ください。

今回8件の申請がありました。

田 40筆 53,916.35㎡

畑 14筆 10,798㎡

合計 54筆 64,714.35㎡です。

議案の3ページをご覧ください。

受付番号 1番についてです。

「資料」1ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん

破産管財人の弁護士〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田13筆 ＝ 9,738.35㎡です。

【理由】

譲渡人は破産し、施設に入所したため耕作ができなくなりました。

そこで、農家世帯である譲渡人の姉へ所有権を移転するものです。譲受人は、幼少期より申請地の耕作を世帯で行っており、用排水路等についても把握しています。

受付番号 2 番についてです。

「資料」2 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 2 筆 = 3,335 m²です。

【理由】

譲渡人は、転出予定であり、耕作ができなくなります。譲受人は、平在住ですが、申請地付近の会社に勤めているため、地域のことは詳しく、地元と協力して耕作することが可能です。

議案 4 ページをご覧ください。

受付番号 3 番についてです。

「資料」3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです

申請地につきましては、田 2 筆 = 1,602 m²です。

【理由】

譲渡人については、県外在住であり耕作を継続する事が難しく、譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。なお、譲受人は以前より申請地を借り受けて耕作していた農家世帯です。

受付番号 4 番についてです。

「資料」4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 1 筆 = 843 m²です。

【理由】

譲渡人については、高齢となり耕作を継続する事が難しく、農業後継者もいないため、地元耕作者である譲受人へ、所有農地の一部につ

いて所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 5 番についてです。

「資料」5 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 1 筆 = 258 m²です。

【理由】

譲渡人については、県外在住であり耕作を継続する事が難しく、譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。なお、譲受人は以前より申請地を借り受けて耕作しています。

受付番号 6 番についてです。

「資料」6 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、畑 1 筆 = 450 m²です。

【理由】

譲受人は、申請地に隣接する住宅に居住しています。自宅隣接農地にて竹の子や野菜等を栽培するため、農地を取得するものです。

受付番号 7 番についてです。

「資料」7 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は有限会社〇〇〇〇です。

申請地につきましては、畑 1 筆 = 2,553 m²です。

【理由】

営農型太陽光発電設置に伴う地上権の設定であり、令和5年に許可を得ていたものの更新です。後ほど、5条一時転用申請についてもお審議いただきます。通常3条は総会の日が許可日となりますが、こちらは一時転用申請とセットになるため、許可日は一時転用の許可日と同日となります。

議案の 5 ページ、6 ページをご覧ください。

受付番号 8 番についてです。
こちらは位置図はございません。

譲渡人は〇〇〇〇さん、
譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 21 筆 = 38,140 m²、畑 12 筆 = 7,795 m²、合計 45,935 m² です。

【理由】

農業者年金の農業経営移譲のため、譲渡人の子である譲受人に使用貸借権を移動するものです。10 年前に農業経営移譲をし、経営移譲年金を受給されており、今回はその契約が満了するので、再設定するものです。

1～6 番、8 番のいずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

また、7 番の地上権設定につきましては、基本的に地権者の同意があれば許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 申請番号 5 番ですが、譲り渡し人の住所は射水市になっております。先ほど県外というご説明がありましたが、どちらが正しいのでしょうか。

事務局 申し訳ありません、市外の間違いでございます。

委員 市外ですね。承知いたしました。

議長 ありがとうございます。他にございませんか。
7 番については後ほど 5 条の審議の際にも説明があるかと思しますので、合わせてその時にご質問があればお願いいたします。
それでは異議なしということで、本件について承認とされる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

次に議案第 146 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

＝議案第 146 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 議案第 146 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。

議案 7 ページをご覧ください。

今回 5 件の申請がありました。田 10 筆 10,153 m²、畑 7 筆 5,718 m²
合計 15,871 m² です。

議案の 8 ページをご覧ください。

受付番号 1 番についてです。

「資料」8 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇株式会社です。

申請地につきましては、田 4 筆 = 2,575 m²です。

転用目的は「注文分譲住宅地」です。

近年、核家族化が進み、住宅を求める若い世代が多いので、安価に提供し、その需要に応えるため、注文分譲住宅地を整備するものです。

1 区画 200～250 m²で 9 区画の分譲を予定しています。

農地区分につきましては「3 種農地」、許可基準について「原則許可」という事で判断しております。

議案の 9 ページをご覧ください。

受付番号 2 番についてです。

「資料」9 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん ほか 6 名、

譲受人は〇〇〇〇（法人）です。

申請地につきましては、田 1 筆 = 3,138 m²、畑 6 筆 = 5,701 m²
合計 8,839 m² です。

転用目的は「産業用地」です。

令和 8 年 2 月の除外案件です。

近隣で PLAY EARTH PARK の建設が計画されており、観光客の増加が見込まれるが、観光客数に対して近隣の宿泊施設数は不足しています。そのため、城端 IC を利用した自家用車での来客を見込み、一定数の駐車場スペースを備えた宿泊施設の誘致を計画するものです。

農地区分につきましては「3 種農地」、許可基準について「原則許可」という事で判断しております。

議案の 10 ページをご覧ください。

受付番号 3 番についてです。

「資料」10 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 1 筆 = 492 m²です。

転用目的は「住宅敷地」です。

譲受人は現在、砺波市の共同住宅に居住していますが、将来の家族計画を見据え住宅を取得したいと申請があったものです。

農地区分につきましては「3 種農地」、許可基準について「原則許可」という事で判断しております。

受付番号 4 番についてです。

「資料」11 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇株式会社です。

転用目的は「L P ガス充填工場敷地」です。

令和 8 年 2 月の除外案件です。

LP ガス充填施設が老朽化したため、新設の必要が生じ、申請があったものです。事業拡大のため、既存地は再検査容器置場や、上下水道資材置場として利用されます。

農地区分につきましては「3 種農地」、許可基準について「原則許可」という事で判断しております。

受付番号 5 番についてです。
「資料」9 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、
譲受人は有限会社〇〇〇〇です。
転用目的は「営農型太陽光発電設備設置にかかる一時転用」、期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日の 3 年間です。

こちらにつきましては「令和 5 年 8 月 1 日」許可済で、3 年間の一時転用の許可期限が切れるため、再許可の申請です。

譲受人である有限会社〇〇〇〇は、営農型太陽光発電施設を設置するために、農地法第 3 条の地上権を設定したうえで、一時転用の申請をされるものです。

前回の一時転用許可期間中の栽培実績報告によると、申請当初の計画では高麗人参を栽培する予定でしたが、令和 6 年秋に植え付けた高麗人参は、気候環境の影響などにより初期生育が芳しくなかったため、令和 7 年度は土壌改良のため八升豆を栽培しました。その結果、高麗人参の生育に適した有機質に富む土壌環境へと改善されつつあるため、令和 8 年度も八升豆の栽培により更なる土壌改良を行い、令和 9 年の春に高麗人参を定植する予定です。

なお、太陽光発電については、令和 5 年 8 月の一時転用許可後、インフラ調整の最中、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震発生の影響により、電気保安業界が災害復旧等の対応が最優先となり、本事業の協議等がストップしたため、計画が大幅に遅れることとなりました。

現在は、北陸電気保安協会やなんとエナジーと受電・送電等の手続きを進めているところです。

農地区分につきましては「農用地」、許可基準について「一時転用」という事で判断しております。

以上です。

議長 ただいまの説明についてご意見ありましたらお願いいたします。

委員 2 番目の件ですが、転用理由が産業用地となっている一方で、ご説明では駐車場などを整備するとのことでした。

事務局 基本的には、一定の駐車場を備えたホテルを誘致するという計画でご

ざいます。ホテルは60室から100室ほどを予定しており、その一部に駐車場を整備した上で、宅地および雑種地へ変更する予定となっております。

委員 結局のところ、これは産業用地という表現で問題ないのでしょうか。

事務局 宿泊事業としての利用にあたるため、そのように判断しております。

議長 これは県に提出されますよね。産業用地という表現だけで許可されるのでしょうか。ある程度具体的に説明しないと、県の常設審議会などでは分からないと指摘されると思います。ですので、もう少し詳しく説明した方が良いかと思います。

事務局 わかりました。常設審議会などの場では転用事由をもう少し具体的に説明できるよう準備いたします。

委員 この枠内に有限会社〇〇〇〇さんの太陽光発電施設もこの地図を見たら含まれていますね。ここを避けて建てるということですか。

事務局 避けて建てます。

委員 道路側には太陽光パネルが並んで、その後ろに建物が建つということですね。

議長 3,000㎡以上の案件ですから、常設審議会の際には、もう少し具体的な説明が必要になります。前回の〇〇〇〇の案件の時は、実際に担当者が出向いて説明した経緯もありますから、せっかく現地へ行って却下されるようなことは避けたいですね。確実に承認されるよう、しっかり対応していただきたいと思います。

事務局 はい、ありがとうございます。

議長 他にご意見はございませんでしょうか。

委員 5番目の営農型太陽光発電の件ですが、高麗人参の栽培を試みたもの

のうまくいかなかったとのこと。これについては、1年ごとに作付けの報告義務がありましたよね。

事務局 毎年ございます。2月に提出していただくことになっております。当初、許可申請の段階では高麗人参を作付けする計画で提出されていたのですが、うまく生育しなかったこと、また産業用地としての移転話なども少なからず浮上してきたことから、途中で高麗人参から八升豆へ、土壌改良を目的として変更されました。

委員 実際のところ、そのような対応で問題ないのですか。高麗人参が育たなかったから作物を変更し、それがまた駄目だったら再度変更する、という形でも認められるのでしょうか。

事務局 高麗人参の栽培を継続するために、まずは土壌改良を行うという方向性で県とも協議を重ねており、その方法で問題ないとの見解をいただいております。ただし今後は、土壌改良の後に当初の計画通り高麗人参を植え付けていただくよう、当然ながらお話ししております。収穫ができるよう環境を整えてまいります。

委員 ある程度確約させなければ、失敗するたびに作物を変更し、状況を変えていくばかりでは意味がありません。

事務局 新たな作物を導入するわけではなく、当初計画していた高麗人参をしっかりと作付けするよう指導したところ、現在の土壌が高麗人参の栽培に適さないため、まずは土壌改良が必要であったという経緯でございます。

委員 言い分は分かりますが、高麗人参を作付けするのであれば、本来は当初から土壌改良が必要だったはず。栽培を始めてから失敗したため方針を変更する、という進め方で良いのでしょうか。

事務局 当初は専門家の意見に基づき、栽培可能であると判断して許可にいたったのですが、実際には生育しなかったため、このような結果となりました。

委員 令和8年から令和11年までの3年間ですね。今度は明確な成果を確認したいところです。本来、こうした状況が続くのは不適切だと考えます。

事務局 追跡調査を行い、しっかりと指導してまいりたいと考えております。

議長 一昨年に、事務局の2名とともに現地へ赴いたことがあります。電気事業者と太陽光パネルの設置者も名古屋から出向いており、合同で現場確認を行いました。電気も通っておらず、高麗人参の植え付けもされていない状態であったため、現状について厳しく指導いたしました。その際、事業者側も姿勢を改め、真摯に取り組むという決意を示されたため、それ以上の迫及は控えましたが、このように農業委員会としても何もなかったわけではありません。事務局からも度々指導を行っていただいておりますが、今後も改善が見られないようであれば、より強い指導を行う必要がありますね。

事務局 おっしゃる通りでございます。

委員 適切に履行されていない場合、途中で許可を取り消すことも可能なのでしょうか。

事務局 計画通りに進められていないということであれば、農地法に照らし、必要に応じて然るべき指導を行っていかねばならないと考えております。

議長 改めて、今後の推移をしっかりと確認していきましょう。私も付近を通るたびに確認しておりますし、今後も多くの方の目に触れる場所ですから。

他にご意見ございますでしょうか。

色々な意見はありましたが、これ以上の意見はなしということで、承認される委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

次に議案第147号について説明をお願いいたします。

＝議案第 147 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 議案第 147 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてです。

議案書の 11 ページをご覧ください。

今月は

集積	371 件	田	1,102 筆	=	1,945,134.28 m ²
		畑	2 筆	=	1,051.00 m ²
		樹園地	1 筆	=	1,151.00 m ²

配分	380 件	田	1,115 筆	=	1,972,584.28 m ²
		畑	2 筆	=	1,051.00 m ²
		樹園地	1 筆	=	1,151.00 m ²

です。

これらの提出があった、農用地利用集積等促進計画書について承認を求めるものです。

詳細については、12 ページから 24 ページをご覧ください。

富山県農林水産公社から耕作者の部分だけを変更する再配分の案件については、網掛けと太字にしています。また補足ですが、〇〇（地域）につきましては一部換地に伴う設定があり、この後の報告事項に利用権の解約が出てきます。また〇〇（耕作者）と〇〇（耕作者）については、以前の契約の終期が今年の 10 月末となっており、10 月末は賃借料の精算の関係上設定ができない月に指定されているので、解約してからの設定となり、こちらもこの後の報告事項に解約があります。

以上です。

議長 ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願いいたします。

（異議なし）

それでは、本件について承認とされる方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次の議題へ進みます。

それでは、次に協議第 32 号農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より説明を求めます。

＝協議第 32 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 協議第 32 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入についてです。

農振除外申請については 2 件、田 2 筆＝298 m²、畑 1 筆＝150 m²
合 計 3 筆 ＝448 m²です。

受付番号 1 番です。
「資料 12」 ページです。

除外願出者は〇〇〇〇さん・譲受人は〇〇〇〇さんです。
除外後の用途は「宅地拡張」です。

是正案件です。
申請地はスーパー農道沿いに位置し、対象農地の一部には宅地が建っております。現在は空き家となっており譲受人が購入予定となっております。
経緯については、願出者は市外在住であり、父の死亡で相続に至り、相続手続きおよび不動産処分を検討・調査したところ、宅地利用している部分の一部が農地の無断転用であることがわかりました。詳細は不明ですが、昭和 54 年に南砺スーパー農道の建設を行うにあたり、従前の宅地の大部分が買収され、農地側に宅地を建替えたと推測されます。宅地周辺一帯が実家所有の土地であった為、安易に建替えをしたのではと思われる。空き家の実家を購入を希望される譲受人が見つかり、整理したく申請があったものです。

受付番号 2 番です。
「資料 13」 ページです。

除外願出者は〇〇〇〇さんです。
除外後の用途は「宅地」です。

こちらについても、是正案件です。
以前は旧道に面し、願出者の父母が商店を開いておりました。昭和 45 年、主要地方道金沢・下梨線が国道 304 号線となり、道路改良・道路拡

幅工事が始まり、商店用地は買収となりました。そこで、両親は道幅の広い場所で物品の搬入搬出し易い場所へ移転を検討し、自己所有地の申請地へ昭和 51 年に新たに商店を建てました。願出者は県外在住であり、高齢となり財産整理をしている中で判明し、申請があったものです。また願出者は、定期的に来県し管理をされております。

以上です。

議長 只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

それでは、協議 32 号農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

それでは、次に報告第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 49 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 報告第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書についてです。

議案の 27 ページをご覧ください。

今回 83 件の届出がありました。

全部で 250 筆・面積については田 425,503 m²、樹園地 1,151 m²です
議案の 28～46 ページに明細を記載し、備考欄には合意解約理由を記載しております。

以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願

いたします。

(特になし)

それでは、次にその他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

・地域計画の変更について

令和7年3月に策定されました地域計画につきまして、前回の総会と同様に変更の申出がございました。つきましては、農業委員会の皆様のご意見を伺いたく、この度ご報告させていただきます。お手元にお配りいたしました4つの資料を使い簡単にご説明させていただきます。

今回の変更地区数としましては、井口地域で1地区、福野地域で1地区の計2地区です。

資料の地域計画令和8年度7月分変更(井口地域)と井口地区目標地図をご覧ください。

今回の変更の理由ですが、井口地区については担い手変更によるものです。〇〇(耕作者)から〇〇(耕作者)に変更となり、目標地図上の色も併せて変更しております。

次に地域計画令和8年度7月分変更(福野地域)と南野尻地区目標地図をご覧ください。

南野尻地区の目標地図は井口地区目標地図の裏面にございます。

南野尻地区についてです。1番につきましては、今後農地法5条の転用申請を行うために先立って地域計画からの除外を行うものです。

続いて2番についてです。2番につきましては当該対象農地は本日の議案26ページの協議第32号農振除外申請の番号1番と同じ土地です。農振除外申請同様地域計画からも除外を行うものです。

以上の変更内容につきまして今後、富山県農林水産公社、土地改良区、市内3農協といった関係機関にも意見の聴取を行い、計画変更に向けて手続きを進めていきたいと思っております。

皆様におかれましても、今回配布しました変更計画案につきまして、内容にご意見がございましたら7月17日までにご連絡をいただければ幸いです。

期限を過ぎますと、ご意見がないものとして、変更に向けて手続きを進めてまいります。

ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

議長

委員の皆様から何かご質問はありますか。

委員

質問ですが、この担当地区の農業委員からちゃんとしっかり話を聞か

れて、納得しておられるということですね。

事務局 はい、承知しておられることとっております。

委員 内情は地域の方で聞いております。

事務局 ・ 個人負担金の返金について

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

以上で、南砺市農業委員会第 36 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 4 時 50 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長